

事業計画作成で、優遇税制や金融支援等が受けられる！

経営力向上計画策定支援サービス

<経営力向上計画とは？>

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画(「経営力向上計画」)について、国の認定を得ることができます。

計画が認定されることにより受けられる優遇措置

経営力向上計画が認定されることで、下記のような優遇措置が受けられます。

金融支援

① 商工中金による低利融資

⇒商工中金独自の融資制度により、低利融資を受けられます。

② 中小企業信用保険法の特例

⇒民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

▼ 通常枠(+別枠)▼

普通保険	2億円(+2億円)
無担保保険	8,000万円(+8,000万円)
新事業開拓保険	2億円⇒3億円 ※保証枠の拡大

優遇税制

① 固定資産税の軽減

⇒生産性を高めるために機械装置を取得した場合、その翌年度から3年度分の固定資産税が1/2に軽減します。

※固定資産税の軽減措置は「生産性向上設備投資促進税制」と重複適用することが可能です。(および中小企業投資促進税制)



補助金

① ものづくり補助金の採点時に加点

⇒経営力向上計画の認定を受けた事業者は、ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金の審査で加点されることになりました。

経営力向上計画の策定は当事務所へお任せください

<当事務所の支援内容>

初回相談	無料	着手金	0円
認定報酬	50,000円	備考	・ 料金の支払いは計画が認定された後に一括でお支払いいただきます。

ご芳名・法人名		電話番号	
住所		業種	
ご要望	<input type="checkbox"/> 認定申請を依頼したい <input type="checkbox"/> 認定申請について詳しく聞きたい		

<お申し込みはこちらまで FAX:06-6976-6625>

智創税理士法人大阪東税理士事務所 TEL:06-6976-6121(担当:町田)

〒537-0001 大阪市東成区深江北1-16-32